



令和元年も引き続き社会増

取手市長 藤井信吾



1年前のコラムで、取手市の人口の社会増減数(転入者数から転出者数を差し引いた数)がプラス28人と転入超過に転じたことをお伝えしましたが、令和元年もプラス184人の社会増となり、平成30年を大きく上回る結果となりました。東日本大震災から続く転出超過に歯止めをかけた昨年の実績が一過性のもではなく、着実に「選ばれたまち、取手」の実現が進んでいると感じています。

昨年末には、アートを通じた複合文化交流施設「たいけん美じゅつ場(VIVA)」がオープン。年明けには、県内公立保育所としては初のICTシステムを導入し、きめ細かな保育の提供を目指す「井野なないうる保育所・地域子育て支援センター」

が開所しました。他にはない「取手らしさ」を象徴する二つの施設をオープンさせ、交流人口の増加や子育て世代に選ばれるまちづくりを進めてきました。

また、市の魅力を内外に伝える活動にも、より一層力を入れてきました。昨年11月には、市の魅力を実感していただいている市民の皆さまを主役とした、4種類のポスターを作成。市が誇る、通勤の快適さ、良好な子育て環境、住宅取得のしやすさ、起業への取り組みやすさについて、生の言葉を交えて魅力を発信し、移住定住につながるPRを展開しました。また、市のさまざまな先進的な取り組みについても、写真や動画でより分かりやすく訴求力の高い情報を発信していきます。

市は今年、市制施行50周年を迎えます。50周年に合わせ新たに制作する取手市民のうたは、歌詞の募集からコーラスへの参加、プロモーション映像の作成まで、市民の皆さまと共に作りました。歌詞中に「僕らの取手ここから始まる」とありますが、こうした協働の取り組みによるつながりが、取手市をより魅力的なまちにしていくのだと思います。

昨年は、プラチナ構想ネットワークより、プラチナシティ(イノベーションや新しいアイデアにより社会課題を解決する自治体)に認定されました。今後もプラチナシティの名のとおり、輝かしい未来のために、挑戦し続ける自治体運営を進めて参ります。

各図書館 休館のお知らせ

問 富士しろ図書館 ☎70-8181
取手図書館 ☎74-8361
※戸頭公民館図書室へのお問い合わせは取手図書館まで

■ 富士しろ図書館

〈期間〉2月17日(月)～21日(金)
蔵書点検を行います

■ 戸頭公民館図書室

〈期間〉2月25日(火)～28日(金)
蔵書点検を行います

◆ 蔵書点検中に停止する業務

本の貸し出し、電話での貸出期間延長、予約本の受け取り・各施設への配送
※期間中の本の返却は、各図書館ポスト・各公民館・ゆうあいプラザ・取手駅前窓口でできます

■ 取手図書館

〈期間〉3月2日(月)～4月28日(火)

老朽化した空調設備の改修工事を行います。休館中は、臨時窓口を開設します。

◆ 臨時窓口(下地図参照)

〈開設期間・時間〉

3月6日(金)～4月26日(日)午前9時30分～午後5時

※毎週月曜日、3月20日(金・祝)・24日(火)・31日(火)・4月24日(金)は休業

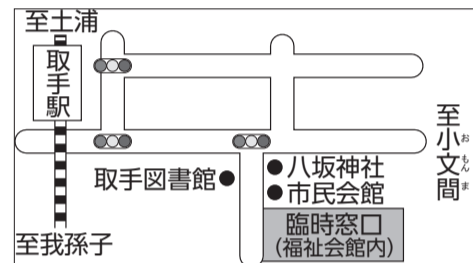
〈場所〉

福祉会館(市民会館隣)

〈業務内容〉

取手図書館での受け取りを希望していた予約本の受け取り、本の返却、新聞の閲覧、新刊雑誌の閲覧(貸出不可)、新刊本(一部)の閲覧と貸し出し(貸し出し状態へのデータ反映に時間がかかります)

◎窓口では資料の予約・検索など一部のサービスが利用できなくなります。詳しくは図書館ホームページをご覧ください



特定疾病療養者見舞金

申請には受給者証コピーの提出を

問 障害福祉課 ☎内線1333

特定疾病療養者見舞金を受給するためには、受給者証のコピーの提出が必要です。今年度未提出の方は早めの提出をお願いします。

〈見舞金支給額〉年額2万円

〈対象〉県から次のいずれかの交付を受けている方

- ▶ 指定難病特定医療費受給者証
- ▶ 小児慢性特定疾病医療受給者証
- ▶ 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証

〈必要書類など〉

※各受給者証は令和元年度有効なもの

◆ 新規で申請される方

対象の受給者証のコピー、認め印、療養者またはその保護者名義の通帳

◆ 継続して受給される方

対象の受給者証のコピー

〈提出先〉

障害福祉課、藤代総合窓口課

〈締切〉3月31日(火)

◎継続して受給する方も毎年度受給者証のコピーを提出してください

参加者募集

グリーンスポーツセンター 春のスポーツイベント

問 取手グリーンスポーツセンター ☎78-9090

春のスポーツイベント(3月)の参加者を募集します。子ども向けの水泳・フロア教室や、大人向けの水泳教室などを用意しています。教室内容や開催日程、申し込み方法など詳細は、直接受付にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

〈申込開始〉

3月1日(日)午前10時から(先着順)



詳細は
ホームページで

市県民税

所得ゼロでも 申告が必要な方がいます

問 国民健康保険税：国保年金課 ☎内線1364
後期高齢者医療保険料：国保年金課 ☎内線1368
市県民税申告：課税課 ☎内線1243

3月16日(月)までは、所得税の確定申告や市県民税の申告をする期間です。所得の情報は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減判定のほか、高額医療費の自己負担限度額の区分判定にも使われます。所得が確認できない場合は、高額医療費は高い限度額で算定されます。

以下に該当するような方は、負担を軽くするためにも、所得の申告を忘れずにしましょう。

- ▶ 令和元年中に収入がなく、かつ誰の扶養にも入っていない方
- ▶ 元年中に収入がなく、市外や別世帯の親族の扶養に入っている方(単身赴任なども含む)
- ▶ 遺族年金や障害年金などの非課税所得のみの方など

トピックス TOPICS ぴゅくす

輝くとりで未来フォーラム

1月29日、市内の公立中学校6校の生徒会本部役員32人が集まり、「輝くとりで未来フォーラム」に参加しました。これは、生徒が市民の一員として、自分たちの生活に見られる課題について考え、具体案を提案・実践していく力を身に付けるために、取手中央ライオンズクラブが主催したものです。

各校のリーダーが、学校の垣根を越えたつながりをもって話し合い、よりよい市の未来に向けた提言を策定しました。



話し合った内容を発表